

平塚市教育委員会令和5年4月定例会会議録

開会の日時

令和5年4月20日（木）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成
委員 大野 かおり

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和5年4月定例会を開会する。

【欠席委員の報告】

○吉野教育長

開会に当たり、菅野委員から欠席の連絡があったことを報告する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和5年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

(訂正等の意見なし)

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和5年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和5年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

今年度の市内小・中学校の児童生徒数、学級数及び職員数について報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

令和5年度教職員の配置状況等について報告する。

今年度から、県教委が4月1日段階での報告を求めるようになったため、基準日が例年と異なっている。

始めに、児童生徒数の増減について報告する。小学校の児童数だが、普通学級在籍児童が11,304人と前年度比147人の減。特別支援学級在籍児童が515人と前年度比23人の増となり、合計11,819人と前年比124人の減となる。中学校の生徒数だが、普通学級在籍生徒が5,904人と150人の減。特別支援学級在籍生徒が229人と前年度比20人の増となり、合計6,133人と前年度比130人の減となっている。小学校では、半分の14校で児童数が減少しており、中学校では、15校中の13校で生徒数が減少している。

続いて、学級数の増減について報告する。小学校については、普通学級が、386学級と5学級の増。特別支援学級が101学級と4学級の減となり、合計487学級と前年度比1学級の増となっている。中学校については、普通学級が175学級と前年度比1学級の減。特別支援学級が51学級と前年度比4学級の増となり、合計226学級と前年度比3学級の増となっている。普通学級で、児童生徒数が減っているにもかかわらず、クラス数が減っていないのは、小学校においては、4年生までの35人学級の実施によるものと、小・中学校共に、児童生徒が、各学校で満遍なく減り、クラス数が減少するまでに至らなかった事例が多くあったことによるものである。特別支援級は、小学校においては、肢体や難聴級などで1人学級であった児童が卒業し、新たに中学校で開設されたことによるものである。実学級数の欄に記載のある数字については、加配を使って、小学校5年生以上を35人以下学級にしている学校もあるので、実際の学級数となる。

最後に、教職員数の増減について報告する。小学校については、773人と前年度比3人

の増。中学校については467人と前年度比7人の増となっている。小学校の教職員の増員については、国際学級の新設、新採用が増えたことに伴う拠点校指導員の加配の増加等によるものである。中学校の教職員の増員については、支援級の増加と、新採用が増えたことに伴う拠点校指導員の加配の増加等によるものである。事務職員については、クラス数が増えた関係で複数配置となる学校が3校あった。五領ヶ台分校の教頭は兼務となっているため、合計では、令和5年度県費負担教職員は1,239人、児童生徒数は17,952人でスタートしたところである。

【質疑】

○大野委員

令和5年4月時点で、平塚市の小中学校では学級担任や教科担任の欠員は生じていないということでしょうか。

○教職員課長

4月1日時点では欠員が出ないように配置を行っていたが、以降に休職の申し出があったり、配置を予定していた教員の免許取得が遅れたりする事例があった。これらについて、現在のところは非常勤の補充、免許の取得が済んでおり、対応ができています。

なお、今日までの段階で、新たな休職の相談もいただいているが、こちらについても代替の教員を手配するよう努めていきたい。

○大野委員

年度初めに学級担任や教科担任がそろっていることは、一昔前は当然であったが、今は当たり前ではないように感じている。教員の不足が全国的な課題である中、無事スタートできたのは教職員課の尽力の賜物であると思う。

先ほどの話にもあったが、今後も年度途中で休職に入られる方はいると思う。しかし、ここ数年の様子から考えると代替の教員の確保はかなり難しいと思う。教員の不足については、平塚市だけの課題ではないし、平塚市だけでなんとかできるものでもないと思う。国レベルの根本的な対策が必要であり、例えば教員の定数改善や働き方改革、処遇改善などが急務だと思う。文科省も令和4年に教師不足に関する実態調査の結果を公表しており、教師の確保に向けた取組を進めようとはしているようだが、現場に一番近い市教委からも、教師不足の実態とか学校の困窮の様子などを県や国に伝えていくことが大切だと思う。また、教員確保の重要性を保護者や地域の方々にも市教委から発信し続けることで、社会全体の理解を得ることにつながると思う。

○教職員課長

既に産休育休を予定している教員もおり、そこに向けての人員確保を進めていきたい。また、男性育休も進んでいることから、そちらの対応も行っていきたい。

教員不足については、様々な機会を通じて声を上げたいと思う。

最後に、休職とはなっていない教員に対しても、引き続きストレスチェックやメンタルサポートを実施していきたい。

2 議案第1号 平塚市心臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市心臓疾患判定委員会委員を委嘱するものである。
詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

平塚市心臓疾患判定委員会は、学校保健安全法施行規則第6条第1項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「心臓の疾病及び異常の有無」について検査結果に基づき判定し、幼児児童生徒の適正な管理指導を行うために設置している。

当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市心臓疾患判定委員会規則で定められている。

平塚市心臓疾患判定委員会規則第3条第1項に「委員会の委員は、医師のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員5人を令和5年5月1日からの2年間委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第2号 平塚市腎臓疾患判定委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市腎臓疾患判定委員会委員を委嘱するものである。
詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

平塚市腎臓疾患判定委員会は、学校保健安全法施行規則第6条第1項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「尿」について検査結果に基づき判定し、幼児児童生徒の適正な管理指導を行うために設置している。

当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市腎臓疾患判定委員会規則で定められている。

平塚市腎臓疾患判定委員会規則第3条第1項に「委員会の委員は、医師のうちから教育

委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員4人を令和5年5月1日からの2年間委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第3号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市結核対策委員会委員を委嘱するものである。

詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

平塚市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則第6条第1項に規定されている健康診断の検査項目のうち、「結核の有無」において、健康診断における問診調査と学校医による診察の結果を基に、結核感染が疑われる児童生徒の管理方針を検討するとともに、地域における学校の結核対策の管理方針を検討するために設置している。

当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は平塚市結核対策委員会規則で定められている。

平塚市結核対策委員会規則第3条第1項に「委員会の委員は、医師並びに学校の校長及び養護教諭のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員7人を令和5年5月1日からの2年間委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第4号 平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市学校運営協議会委員を委嘱等するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

学校運営協議会委員の委嘱等についてだが、今年度学校運営協議会を設置する9校について、各校の校長から計77人の推薦があり、平塚市学校運営協議会規則第8条2項に基づき、委嘱等行うものである。

なお、任期については、同規則第8条第3項に基づき、令和6年3月31日までとなる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第5号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育支援委員会委員を委嘱等するものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から説明する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会は、平塚市附属機関設置条例の定めるところによる附属機関として、障害のある児童生徒の就学に係る支援のあり方について、調査・審議するために設置されており、詳細は平塚市教育支援委員会規則で定められている。

今回、平塚市教育支援委員会規則第2条第1項に基づき、24人を委員として委嘱する。また、同規則第2条第2項に「委員の任期は、1年とする。」とあることから、任期は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 議案第6号 地区公民館長の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である「地区公民館長」を任命するものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

○中央公民館長

平塚市立公民館に置く、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である「地区公民館長」について、地区の推薦会から推薦いただいた1人を任命するものである。

なお、当該職は平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例第13条第1項に規定する館長とは異なるものであることを申し添える。

前館長の任期途中での退任に伴う任命で、任期は令和5年5月1日から令和6年3月31日までの11か月間となっており、5月1日に辞令交付式を行う予定である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

8 議案第7号 令和6年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について定めるものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

教科用図書の採択のあり方については、一般的に「採択方針」と呼ばれている。

始めに、今回提案する令和6年度の採択方針を読み上げさせていただく。

平塚市教育委員会は、令和6年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第13条及び14条の規定に基づき、平塚市教科用図書採択地区として令和6年度に平塚市立小・中学校において使用する教科用図書及び附則第9条に規定する教科用図書の採択を行う。

ただし、小・中学校用教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を

除き、それぞれの「教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから採択する。

なお、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択は、新たな図書を採択することができる。

採択に際しては、神奈川県教科用図書選定審議会や平塚市教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を十分に参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒・地域等の特性を考慮し、かつ公正確保に努める。さらに、採択後の情報の公開に配慮する。

採択方針は以上となる。この採択方針の前半は、令和6年度から使用する小学校と中学校の教科用図書を平塚地区として採択するということを述べている。教科用図書の採択は、毎年行うものである。そして、国へ需要数を報告し、無償給与を受けることは、毎年必要になる。

ただし、一度採択替えが行われた教科書は、法令により4年間は、同じ発行者のものを使用することが求められている。

現在、小学校で使用している教科書は、令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から今年度までの4年間、同一の教科書を使用してきた。

そこで、今年度は、小学校の教科書の採択替えの年となり、来年度令和6年度の教科書の採択替えを行うということになる。

なお、中学校の教科書は令和2年度に採択替えが行われたので、令和3年度から令和6年度まで、同じ教科書を使用することになるが、先ほども申し上げたとおり、教科用図書の採択は毎年行っていただくことになる。

続いて、後半の部分では、小・中学校教科書は、教科書目録に登載されている文部科学省検定済教科書のうちから採択することについて示している。

なお書き以下については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分となる。また、文末では十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

9 請願第1号 学校給食への公的補助を強め、地場産食材はもとより有機農産物を使用して子どもたちの成長を保障してください

【説明】

○吉野教育長

令和5年3月2日付で、提出された請願について、教育委員会令和5年3月定例会で「継続審査」としたので、再度審議するものである。

請願の内容について、改めて学校給食課長から説明する。

○学校給食課長

前回と同様の説明になるが、本請願は平塚市教育委員会会議規則第 19 条に基づき提出されたものとなる。

令和 5 年 3 月 2 日付で、新日本婦人の会平塚支部から学校給食に関する請願が提出された。

この請願の趣旨は、「学校給食に地元食材や有機農産物を使用すること」、「国に対して学校給食の無償化を求めること」となっており、その理由として次の 6 つの内容が述べられている。

1 点目は、「学校給食は子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環であり、セーフティネットの機能も果たしている」ということ。

2 点目は、「食の安全や環境問題への配慮の観点から有機農産物を給食に取り入れる地域が増えている」ということ。これについては、海外では、「貧困対策」「環境保全」「地域の小規模農業支援」「食事の質の向上と栄養改善」などの理由から、地場産の有機農産物を学校給食に取り入れている国があること、また国として給食費を無償化している事例もあることが述べられている。

3 点目は、「海外からの不安定な食料供給が食材費の高騰、ひいては給食費の値上げにつながっている」ということ。

4 点目は、「学校給食に地元食材や有機農産物を使用することは子どもたちのためのみならず、地域農業の振興や環境保全にもつながる」ということ。

5 点目は、地域の子どもたちの健やかな成長を保障するためにも学校給食への公的補助を強めることが求められているということ。

6 点目は、「憲法第 26 条「義務教育は無償とする」との立場から、学校給食を無償化すべき」ということ。

以上から、請願書下段に記載のとおり、「学校給食に地元食材はもとより、有機農産物を使用し、子どもたちの健やかな成長を保障してほしいこと」、「学校給食への公的補助を強め、国に無償化を求めること」について要望をいただいている。

【審議】

○守屋委員

請願では、学校給食に地元食材はもとより有機農産物を使用し、子どもたちの健やかな成長を保障してほしいとあるが、平塚市の学校給食では、地元食材や有機農産物を使っているのか。

○学校給食課長

学校給食で地元食材を使用することは、市の総合計画に位置づけがなされているので、学校給食課では、優先的に地元食材を調達するように努めている。

令和 3 年度の使用実績を説明すると、学校給食で使用した野菜は全部で 59 品目あったが、そのうち 21 品目で平塚産の野菜を使用した。よく使う野菜は、たまねぎ、小松菜、もやし、

きゃべつ、さといも、きゅうり、ほうれん草などがある。また、主食の米だが、調理場に炊飯設備が備わっている単独調理場では、平塚産はるみ米を使用している。共同調理場には炊飯設備がないため、神奈川県学校給食会と契約して、委託業者が炊飯した御飯を学校に輸送してもらっている。神奈川県学校給食会では、主に神奈川県産の米を使用しており、神奈川県産が不足する場合は、他県産の米を使用することもある。その他加工品では、平塚産のかおり小麦や小松菜を使用したパンや麺、平塚漁港に水揚げされたサバ、しらすなどを使用した。

このように、本市の学校給食では、以前から地元食材を積極的に使用している。

次に、有機農産物だが、平塚市内で有機農産物を生産している方は少数であり、小学校の給食を賄うには全く足りないのが実情である。学校給食で有機農産物を活用するには、安定的に供給されることと、価格が現在使っている食材と同等になること、この2点が解決されないと難しいと考えている。

○守屋委員

地元食材は給食に取り入れているが、地元の有機農産物となると、難しいということか。

○学校給食課長

そのとおりである。小学校の給食で毎日約12,000食以上を作っており、主食の米だけでも1年で約96トン消費している。本市でも、将来的に有機農業が盛んになっていけば、地元産の有機米を給食で使うことも現実味を帯びてくるかと思うが、現状では難しいと言わざるを得ない。また、供給量の問題が解決されたとしても、価格の問題がある。食材費を学校給食費として保護者に負担いただいているので、月額4,300円、一食当たり253円という予算の中で、主食、おかず、牛乳、時にはデザートを出すということになると、有機農産物はどうしても価格が高いため使用し難い。

○守屋委員

実際に有機米を給食で使っている自治体はどのようにしているのか。

○学校給食課長

千葉県のいすみ市の例が有名だが、いすみ市では地元の農家が生産した有機米を学校給食用に買い上げている。そのままだと、食材費が高くなってしまうので、通常の米との差額を市が補助することで、保護者からいただく学校給食費に影響を出さないようにしている。こういった施策なしでは、学校給食で有機米を提供することは出来ないかと思う。

○守屋委員

まずは、平塚市の有機農業がどんどん盛んになって、給食で使えるぐらい生産量が増え、その上で、給食費の補助のような制度がないと実際に使うのは難しいということか。

請願では、学校給食への公的補助を強め、国に無償化を求めるようあるが、学校給食への公的補助や無償化が実現すれば、いすみ市のように、保護者の負担にならないように、有機農産物を買上げることができるのか。

○学校給食課長

本市でも、昨年から続いている物価高騰に対応するため、補正予算を組んで学校給食に対する公的補助を行っている。ただ、これは、東京都の特別区の一部で実施している給食費の完全無償化とは異なる。子育て支援施策の一つとして学校給食の無償化を実施する自治体も増えてきているが、本市としては、令和6年9月から予定している中学校給食に全力を挙げて取り組んでおり、これも子育て支援施策として重要な施策である。守屋委員からの指摘のように、給食費の完全無償化が成れば、子育て世帯の支援にもつながるし、有機農産物の買い上げもし易くなるかと思うが、限られた予算の中で全てを実現することは難しいのが正直なところである。

○梶原委員

東京都の葛飾区や中央区などでは、4月から給食費の無償化を行うようである。そもそも、学校給食費が保護者負担となっているのは、どこかで決まっているのか。

○学校給食課長

学校給食法の中で、人件費や光熱水費のような運営に掛かる費用は学校の設置者である自治体が負担し、食材費を保護者が負担するように決められている。本市も多くの自治体と同様に、学校給食法を根拠に保護者から食材費分を学校給食費として徴収している。ただ、国の見解としては「学校給食費の規定は、食材費も自治体負担とすることを妨げるものではない。」となっているので、葛飾区のように食材費を無償化し、自治体負担とすることは可能であるが、本市としては、まずは中学校給食の開始を優先したいと考えている。

学校給食費の無償化が実現すれば、子育て支援につながる効果が望めるとは思うが、学校給食の食材費について保護者が負担するという事は、学校給食法という法律により定められており、この法律を改正して無償化を行うことを国に求めるということになると、これは財源を伴う政策的な問題となる。また、そもそも給食費の無償化は、教育の面からというよりも、子育て世帯への生活支援としての性格を持つものであり、子育て支援施策などの市の重要な政策事項については、市として国に要望するという形を取るべきであると考えます。

ここで、国ではこども家庭庁を創設し、政府の異次元の少子化対策の方針なども示されてくると思う。学校給食費の無償化などの子育て支援策については、国の方で様々な検討がなされているので、その動向を注視していきたいと考えている。

○大野委員

東京都のように財政面で豊かな自治体でないと給食費の無償化が実現できないとなると、小・中学校が義務教育であることを考えると、住んでいる自治体で差が生じるのは子どもたちにとって不公平だと感じてしまう。国により、全国の学校で給食費の無償化ができれば一番良いのではないかと考えるが、無償化に限らず、これまで国への予算要望などはどうしていたのか。

○教育総務課長

平塚市教育委員会も加盟している全国教育委員会連合会から国に対しては「文教施策と予算に関する要望書」を提出しており、その中では「学校給食費の保護者負担軽減のための支援措置」を要望している。市議会であれば、地方自治法第99条に基づく意見書の提出ができるが、教育委員会が市議会のように、国に対して意見書を提出するような制度はない。

国への要望だが、教育委員会単独で国へ要望を行うことはしていないが、自治体としては、神奈川県市長会等を通じて、国に対する予算要望を行っている。具体的には、教育委員会から市長部局に要望事項を提出し、市長部局の方で市全体の調整を行った後、平塚市全体として国に予算要望を行う。

ただし、国への要望事項の提出数には上限があり、庁内各課から出された要望のうち、どれを採用するかは市長部局側が最終決定しているため、教育委員会で提出した内容が必ず採用されるとは限らない。

○大野委員

最終的には、市全体の要望を整理し、市長部局側で採用の可否が決まるということか。今回の請願は教育委員会に対するものであり、出せる結論というのも教育委員会の権限の範囲内にとどまる以上、この請願については、不採択とせざるを得ないと思うがいかがか。

○守屋委員

地元食材は既に給食に取り入れているが、有機農産物を取り入れることは現状ではまだまだ難しいとの事情は理解できる。また、教育委員会としてではなくても、平塚市として国に無償化を求めていくことであれば可能ということであるなら、学校給食課には市長部局に働きかけをしていただくということで、私も不採択という結論で止むを得ないかと思う。

○梶原委員

私も、将来的に、平塚市の学校給食でも地元の有機農産物が使えるようになれば良いと思うが、今のところ地元では有機農産物があまり生産されていないようである。

給食費の無償化につながる要望については、教育委員会単独ではないが、平塚市として予算要望を行う方法があるのであれば、是非そうしていただき、今回の請願については不採択でも仕方がないと思う。

○吉野教育長

各委員から、たくさんの意見が述べられた。私も、この請願については「不採択」ということでよいかと思う。

以上から、本請願については、「不採択」としてよいか。

○全委員

異議なし

【結果】

全員異議なく「不採択」とされた。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 4 月定例会は閉会する。

(14 時 45 分閉会)